

5

特定健康診査の実施方法

特定健康診査の実施は実施年度において一人1回とし、その方法については次のとおりとします。

1. 受診券の交付

特定健康診査の実施対象者には、「特定健康診査受診券(以下「受診券」という。)」を交付します(様式は別掲のとおり)。受診の際には、この「受診券」及び「被保険者証」で受診資格の確認を行います。

「受診券」は、実施年度の4月1日時点の加入者について、被保険者の資格を確認後速やかに作成し、実施年度の5月末までに交付します。また、実施年度の9月末までに資格を取得した加入者については、被保険者の資格を確認後速やかに作成し、加入届出日の翌々月までに交付します。

○ 受診券様式

名古屋市国民健康保険特定健康診査受診券 (年度)		注意事項
受診者の住所	交付年月日	1. 特定健康診査の結果は受診者本人に対して医療機関から通知するとともに、保険者で保存し、必要に応じ保健指導等に活用しますのでご了承ください。
受診者の氏名	有効期限	2. 健診結果は、愛知県国民健康保険団体連合会で点検されることがあるほか、国及び県への結果報告として匿名化され、部分的に提出されますのでご了承ください。
	受診券整理番号	3. 名古屋市国民健康保険の資格を喪失した場合は、この受診券を保険者へ返却してください。
	保険者番号	4. 不正にこの券を使用した場合は、刑法上の懲役の処分を受けることがあります。
	被保険者番号	
	生年月日	
カナ名	性別	
郵便番号		
保険者名	窓口での自己負担	
保険者所在地		
保険者電話番号		
支払代行機関名	支払代行機関番号	

2. 実施期間

特定健康診査の実施期間は、実施年度の6月から翌年3月末までとします。

3. 実施場所

特定健康診査の実施場所は、本市が委託した実施機関(以下「健診実施機関」という。)とします。健診実施機関は、国の定められた委託基準を満たした医療機関とし、健診実施機関のうち名古屋市医師会(以下「市医師会」という。)に加入している医療機関については、市医師会と実施委託に関する集合契約を締結します。

健診実施機関については健診実施機関名簿に記載し、受診券とともに特定健康診査実施対象者に送付する他、市公式ウェブサイト等で公開します。

また、健診実施機関には、「名古屋市国民健康保険特定健康診査等実施機関」のステッカーを標示します。

4. 実施内容

本市国民健康保険では、国の定める基本的な健診項目及び詳細な健診の項目のほか、腎機能の検査項目であるクレアチニンや尿酸を追加項目として実施します。

○ 基本的な健診項目(特定健康診査実施対象者全員に実施する項目)

項目	内容
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況についての調査を含む問診
身体計測	身長 体重 BMI 腹囲
理学的検査 (身体診察)	自覚症状及び他覚症状の有無
尿検査	尿糖 尿蛋白

項目	内容
血圧測定	
血中脂質検査	中性脂肪 HDL-コレステロール LDL-コレステロール
肝機能検査	AST (GOT) ALT (GPT) γ -GT (γ -GTP)
血糖検査	血糖 ヘモグロビン A1c
その他	クレアチニン 尿酸

○ 詳細な健診項目(医師が必要と判断した場合に実施する項目)

項目	内容
心電図検査	12誘導心電図
眼底検査	

項目	内容
貧血検査	ヘマトクリット値 血色素量 赤血球数

※ 詳細な健診項目については、一定の基準の下、健診実施機関の医師が必要と判断した項目を選択して実施します。

5. 受診結果

生活習慣病予防の必要性について特定健康診査受診者に理解を深めていただくために、特定健康診査の結果を通知する際、リーフレット等を活用した生活習慣病の啓発や生活改善に関する基本的な情報の提供を行います。

また、健診結果から治療が必要であると判断された場合は、健診実施機関を通じて医師から直接、受診の勧奨を行います。

6

特定保健指導の実施方法

特定保健指導の実施は実施年度において一人1回(1回の支援期間は原則6か月)とし、その方法については次のとおりとします。

1. 特定保健指導実施対象者への通知

特定保健指導実施対象者には、健診実施機関が交付する特定健康診査の受診結果通知に特定保健指導区分(動機づけ支援若しくは積極的支援)を明示することにより特定保健指導実施対象者であることを通知します。利用の際には、この特定健康診査の受診結果通知と被保険者証で利用資格の確認を行います。

2. 実施期間

特定保健指導の実施期間は、実施年度の6月から翌年5月末までとし、この期間内に特定保健指導を開始するものとします。

3. 実施場所

特定保健指導の実施場所は、本市が実施委託を締結した実施機関(以下「保健指導実施機関」という。)及び本市の保健所とします。保健指導実施機関は国の定める委託基準を満たした機関とし、保健指導実施機関のうち市医師会に加入している医療機関については、市医師会と実施委託に関する集合契約を締結します。

保健指導実施機関については、特定健康診査の健診実施機関名簿に併せて記載するものとします。また、保健指導実施機関には、「名古屋市国民健康保険特定保健指導等実施機関」のステッカーを標示します。

4. 実施内容

動機づけ支援(リスクが現れ始めた段階の人への支援)

原則1回の面接により、すぐに実践に移り、その生活が継続できるような生活習慣改善のための行動目標・行動計画を利用対象者とともに立てて、その6か月後に行動目標の達成度、身体状況や生活習慣の変化について評価を行います。

積極的支援(リスクが重なりだした段階の人への支援)

初回時の面接において、生活習慣改善のための実践可能な行動目標を利用対象者自らが選択できるように支援を行います。そして、その目標達成のための行動計画を立て、3か月以上の定期的・継続的な支援を行い、6か月後に行動目標の達成度、身体状況や生活習慣の変化について評価を行います。

7

記録・データの保存

1. 記録及びデータの受領・管理

特定健康診査等の費用の支払及びデータの送信事務並びにデータ管理・保存に関し、代行機関として愛知県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に事務委託します。健診実施機関及び保健指導実施機関から提出されたデータは、国保連の特定健診等データ管理システムにおいて管理・保存します。

また、国保連の特定健診等データ管理システムに保存されたデータは、本市国民健康保険に設置した特定健診等データ管理システム用端末と専用回線で接続し、本市国民健康保険において適正に管理します。

2. 記録及びデータの保存体制

特定健康診査等の記録及びデータ管理・保存期間は5年とします。ただし、記録及びデータの対象者が本市国民健康保険の資格を喪失した場合は、資格喪失日の属する年度の翌年度末までの保存とします。

8

個人情報の保護に関する事項

1. 個人情報保護に関する規程・ガイドラインの遵守

特定健康診査等の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び法に基づくガイドライン等に定める役員・職員の義務(データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督)について、周知を図ります。

また、委託契約の際には、本市個人情報保護条例等関係法令に基づき、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を監理していきます。

2. 守秘義務規程の遵守

法第30条、第167条及び「国民健康保険法」(昭和33年法律第192号)第120条の2に基づいて、本市の職員及び本市が委託する健康診査及び保健指導実施機関に従事する者は、特定健康診査等を実施する際に知り得た個人情報に関する守秘義務規程を遵守します。

9

年間の実施スケジュール

